



報道関係者 各位

令和4年1月21日（金）

【照会先】

京都労働局総務部総務課

課長 早河 宏昭

総務企画官 木下 博司

（電話）075（241）3211

京都労働局労働基準部労災補償課職員の新型コロナウイルス

感染症への感染について

令和4年1月18日（火）、京都労働局労働基準部労災補償課（京都市中京区両替町御池上ル金吹町451。以下「労災補償課」という。）の職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務には従事しておらず、1月17日（月）まで出勤し、終日マスクを装着して勤務していましたが、18日（火）に発熱があり、同日に抗原定量検査を受けて、同日に感染が確認されたものです。

労災補償課では、保健所の助言の下、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

保健所によると、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないとのことですが、健康に不安がある方につきましては、念のため最寄りの受診・相談センターやかかりつけ医、地域の相談窓口等までご連絡いただきますようお願いいたします。